

庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

庄内町では平成17年の合併以来、公共交通網の整備を行ってきた。令和7年度時点で、町営バス6路線、デマンドタクシー4路線の10路線があり高齢者の買い物・通院や高校生の通学等、日常生活に必要なものとして整備されている。一方で、利用者は約3万5千人から約2万人に減少している。路線によっては利用者が10分の1に減少しているところもあり、提供する公共サービスと利用者のニーズに乖離が生じているためと判断している。

このため、本町では、令和8年3月に「庄内町地域公共交通計画」を策定した。この計画では基本方針を「住みやすい、住み続けたい町の基盤となる交通体系をつくる」とし、この基本方針を達成するために、「既存の町営バス・デマンドタクシー網の見直しと改善」「町外への移動手段の利便性向上」「だれでも利用しやすい環境整備と利用促進」の3つの取組方針を定め、事業に取り組んでいく。

取り組む事業の中でも「既存路線の区域運行型デマンドタクシーへの転換」を重点に考え、住みやすい、住み続けたい町の基盤となる交通体系を整備していくが、運行予定区域が町の居住エリアの半分以上の面積となるため、需要に応じて直接目的地へ運行するデマンド交通にとっては広範囲であり、運行ルートを設定するにはデジタル技術を活用しなければ困難である。この問題をAIを活用したアプリにより解決し、予約配車システムを導入した区域運行型デマンドタクシー「しょうないデマンド」を運行する。

なお、本事業を行う候補者の選定は、建設的、経済的かつ効率的に施工・運用する事業内容を総合的に判断するため、公募型プロポーザル方式にて行うものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託

(2) 業務内容

別紙1「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託仕様書」による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで(長期継続契約)

※庄内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に該当する契約

(4) 提案限度額(消費税及び地方消費税を含む)

年度	金額	備考
令和8年度	15,294千円	
令和9年度	4,620千円	システムの保守業務のみ
令和10年度	4,620千円	システムの保守業務のみ
総額	24,534千円	

別紙2「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託（金抜）」を参照すること。

(5) 担当部署及び提出先

担当課 庄内町企画情報課まちづくり移住係

所在地 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1

連絡先 電話：0234-42-0162(直通) FAX：0234-42-0893

メール：machizukuri@town.shonai.yamagata.jp

3 参加資格

参加資格を有する者は、企画提案書等の提出期日において次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書等提出期限において、本町の入札参加資格名簿に登録済みであること。ただし、登録されていない者であっても、参加表明書等提出期限までに登録申請をし、本町が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- (3) 庄内町建設工事等請負業者指名停止要綱(平成29年庄内町告示第43号)の規定に基づく、指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 庄内町暴力団排除条例(平成24年庄内町条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 前号に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 契約を遵守し、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であること。

4 スケジュール

内容	日程	備考
公告(公募開始)	令和8年6月8日(月)	町ホームページ掲載
質問書提出期限	令和8年6月12日(金)	
質問回答期限	令和8年6月16日(火)	町ホームページ掲載
参加表明書等提出期限	令和8年6月19日(金)	
企画提案書等の提出期限	令和8年7月21日(火)	(予 定)
審査(プレゼンテーション)	令和8年7月30日(木)午後	(予 定)
審査結果の通知	令和8年8月4日(火)	(予 定)
契約締結予定	令和8年8月10日(月)	(予 定)

※企画提案書等の提出期限以降のスケジュールについては変更する場合がある。その場合は参加表明した事業者に連絡する。

5 質問及び回答

本実施要領、別紙1「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業」及び別紙2「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業(金抜)」への質問及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書(様式第1号)を使用し、電子メール又はFAXで事務局に送信すること。
なお、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

(2) 質問書提出期限

令和8年6月12日(金) 17:00

(3) 回答期限及び回答方法

質問の回答は原則質問社名を伏せ、令和8年6月16日(火)までに町ホームページにて公表する。

※同じ趣旨の質問があった場合は、複数件数をまとめて回答する。

※評価に関わる事項等には回答しない。

6 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式第1号 ※直近の国税及び地方 税の納税証明書添付	原本1部
会社概要書	様式第2号	原本1部
	※直近3年間の財務諸 表、会社パンフレット等 を添付	※財務書類、会社パンフ レット等添付書類は10 部
関連業務実績書	様式第3号 ※契約書の写し等添付	原本1部
業務実施体制調書	様式様4号 ※体制図を添付	原本1部

(2) 参加表明書類の記載に関する留意事項

「関連業務実績書(様式第4号)」は、過去3年間に元請として受注した当該業務及びそれに類する業務実績について記載すること。

なお、実績を記載するにあたり、次の点に留意すること。

- ① 関連業務を導入した自治体名を記載すること。
- ② **公開できる範囲で、業務概要欄に把握しているダウンロード数、普及率など事業規模がわかる内容を記載すること。**

「業務実施体制調書(様式第5号)」は、業務実施体制について、作業人員数や業務内容等がわかりやすいように図示したものを添付すること。

(3) 提出方法

事務局へ持参(平日9時～17時)又は郵送とする。

※郵送の場合は次の点に注意すること。

- ① 受付日時及び配達記録が残る方法とすること。
- ② 封筒には「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。
- ③ 郵送後、電話にて連絡すること。

(4) 提出期限

令和8年6月19日(金)17:00(※郵送の場合は6月19日必着)

7 企画提案者の選定(第1次審査)

参加表明書等による参加資格審査を行い、企画提案書等提出者を選定する。

選定は、参加表明書を提出した者に対して庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業

務委託公募型プロポーザル審査要領(以下、「審査要領」という。)に基づき、公平かつ客観的に行う。

選定の結果は、参加表明書類を提出した者に送付する。

8 企画提案書の提出

企画提案については、次のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出方法
提案申込書	様式第6号	データ提出(PDF)
企画提案書	様式任意	データ提出(PDF)
見積書	様式任意	データ提出(PDF)
その他関連資料	様式任意	データ提出(PDF)

(2) 企画提案書の記載事項

別紙1「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託仕様書」に基づき、次の内容について、明瞭かつ具体的に記載すること。

なお、仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益と思われる提案については、評価の対象としているため積極的に提案すること。

(企画提案書の留意事項)

- ア 企画提案書の様式は任意とする。
- イ 企画提案書の比率はワイドスクリーン(16:9)対応とすること。
- ウ 企画提案書の枚数は、A4サイズ20ページ以内とする。
- エ 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- オ 企画提案書には表紙及び目次を付すこと。
- カ 表紙及び目次を除いて、ページ下部にページ番号を付すこと。
- キ 企画提案書をプレゼンテーションにおける資料とすること。
- ク 専門用語や難解な用語の使用及び表現は避け、イラストやイメージ等を使用して平易な記載に努めること。
- ケ 企画提案書の内容は、提案限度額の範囲内で実現できる内容とすること。
- コ 本事業の実施スケジュールを示すこと。

(3) 導入見積書(様式任意)

- ① 「2(4)提案限度額」及び別紙2「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託(金抜)」を踏まえ、提案すること。
- ② 見積書は導入初年度(令和8年度)及び次年度以降2年度分(令和9年度及び令和10年度)を提出すること。
- ③ 見積書には次の事項を記載すること。
 - 【宛名】 庄内町長
 - 【タイトル】 庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託見積書
- ④ 導入初年度(令和8年度)の見積書については、初期導入費等初年度のみ生じ

るイニシャルコスト、期間中に生じるシステム利用料など固定のランニングコスト等、各業務の積算内容が分かるように記載すること。

- ⑤ 次年度以降(令和9年度及び令和10年度)の見積書は、事業を1年間実施した場合の費用を、期間中に生じるシステム利用料など固定のランニングコスト等、各業務の積算内容が分かるように記載すること。
- ⑥ 見積金額は、契約期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。
- ⑦ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(4) 提出方法

事務局に電子メールにて送付すること。なお、電子メール送信後、電話にて着信確認を行うこと。

メールに添付するファイルが7MBを超える場合は、メールの分割もしくはファイル転送サービス等を利用すること。

(5) 提出期限

令和8年7月21日(火)17:00(※郵送の場合は7月21日必着)

9 企画提案書等の審査、事業者選定(第2次審査)

(1) 概要

審査は、企画提案に対して選定委員会が審査要領に基づき、公平かつ客観的に行う。

業務提案に対する選定委員全員の点数を合計し、最も高い得点を獲得した提案者を優先交渉権者として業務の受託候補者とし、次点を次点交渉権者とする。

(2) 審査方法

企画提案書等の提出を行った者に対して、プレゼンテーションによる企画提案書等の審査を行い、審査委員の評価点数の合計が最も高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い企画提案者が複数ある場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の7割以上である条件を満たすときは、当該事業者を優先交渉権者とする。

条件を満たさないときで、事業を実施する場合には再度公募する。

(3) 審査項目及び評価内容

審査は別に定める審査要領に基づき実施する。

10 プレゼンテーション実施方法

(1) 開催日

令和8年7月30日(木)午後(予定)

※日程を変更する場合は、企画提案者に別途通知する。

(2) 開催場所

庄内町役場B棟会議室 1

(3) 時間

原則 1 者30分間とする。

※時間配分の目安

① プレゼンテーション 20分程度

② 質疑応答 10分程度

(4) 説明者等

説明者は、本業務に携わる主担当者が行うものとし、出席可能人数は最大3名までとする。WEBによる参加は認めない。ただし、特段の事由があると委員長が認める場合を除く。

(5) 機器

プレゼンテーション用のPC等必要な機器は企画提案者が準備すること。

なお、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源タップは事務局が用意する。

(6) 留意事項

① 提案者が 1 者だけの場合

各審査委員の評価点数の合計が満点の7割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その企画提案者を優先交渉権者とする。

② 辞退

審査の参加を辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を、企画提案書の提出期限内に提出すること(郵送可)。

③ プレゼンテーションは非公開とする。

11 審査結果通知

審査結果は、企画提案者全てに文書にて通知し、その概要を本町ホームページで公表する。

公表内容は、原則として優先交渉権者の名称及び提案者数とする。

なお、審査結果に対する電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

12 選定されなかった理由の説明

審査の結果、優先交渉権者等に選定されなかった者は、その通知日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に、任意の書面でその理由の説明を求めることができるものとする。

理由説明の要求書は、持参又は郵送(提出期限まで必着として、書留郵便に限る)

により、事務局へ提出すること。持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分の間（休日、土曜日及び日曜日を除く。）に持参すること。

理由説明の要求書に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により行う。

13 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提出書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 企画提案書提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合
- (5) 別紙「庄内町区域運行型デマンドタクシー予約配車システム導入事業業務委託仕様書」の機能要件における必須機能が対応不可で、代替案の提示がない場合
- (6) 企画提案書受領から契約締結日の間に、本町から指名停止措置を受けた場合
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (8) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (9) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (10) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行った場合
- (11) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (12) その他、参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (13) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

14 契約に関する事項

- (1) 契約候補者との協議等
 - ① 優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
 - ② 優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点交渉権者と契約交渉を開始する。
 - ③ 契約締結の協議においては、企画立案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書等の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (2) 契約における注意事項
 - ① 契約手続き及び契約書は、庄内町契約に関する規則(平成17年規則第46号)の定めにより行う。
 - ② 契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結を行わないことがある。また、本町が被った損害について、損害賠償を求めることがある。
 - ③ 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、

当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

- ④ 企画提案書等の提出者が参加資格を満たさないことが判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の提出者と順次交渉するものとする。

15 留意事項

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 企画提案は1者につき1つの提案のみとする。
- (3) 本企画提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書作成のために本町から受領した資料等は、本町の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (5) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 提出した書類は、再提出又は差し替えは認めない。
- (8) 選定委員会の構成員についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (9) 優先交渉権者が、本実施要領「3 参加資格」で記載された資格を失った場合、又は「13 失格事由」により失格となった場合は、次点提案者を契約候補者とする。
- (10) 著作権等第三者の権利に対する侵害が生じることがないように、十分留意すること。これらの問題が生じた場合は、企画提案者が責任を負うものとする。
- (11) 企画提案書等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は企画提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。
- (12) 本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、選定委員会で協議の上定めるものとする。